



募 集

■第9回市民まつり出店者

今回はまつりに出店される方々の募集です。野外演芸・パレード・イベントなどの参加者募集は市報8月1日号でお知らせします。

時11月14日(土)午前10時～午後4時、15日(日)午前9時～午後3時30分

場西東京いこいの森公園

内まつり会場での模擬店出店者(飲食・物品販売・展示・相談・PR[※])

対実行委員会が定めた「出店要領」に基づく、市内に住所のある方、公益的の市民団体、市内の商工業者、公共的の団体などで、市民まつり開催日に常駐できる方。

¥1万2,000円～2万円(出店料)(2間×1.5間のテント1張、机2台、椅子4脚で1セット)電気コンセント、机、椅子の追加などについては別途費用がかかります。

申はがきに、市民まつり出店申込・出店団体(者)名・代表者名・住所・電話番号・出店内容・希望テント数(1団体2張まで)を記入し、8月21日(金)(必着)までに、〒202-8555市役所生活文化課内「市民まつり実行委員会事務局」へ(応募者多数の場合は抽選)

詳細については、後日「市民まつり出店説明会」を行います。

市民まつり実行委員会(生活文化課内) 保(☎438-4040)

■図書館ホームページ「バナー広告」

企業や事業所の皆さん、図書館ホームページに「バナー広告」を掲載してみませんか。図書館のホームページから広告主のホームページにリンクできるようにして、事業のPRに効果的です。

□掲載場所 トップページ上段
□サイズ 172ピクセル×40ピクセル
□掲載期間 1か月単位(最長12か月まで)

□広告料 月額2万5,000円
詳しくは市・図書館HPをご覧ください。
中央図書館(☎465-0823)

求 人

■学校図書館専門員

内図書室の管理・運営、児童・生徒への読書指導、図書だよりの作成などの広報活動、教員へのレファレンスなどのサービス活動[※]

□採用日 9月1日(火)(予定)

□採用人数 1人

□応募資格 1日6時間(週5日)勤務が可能なる方 司書が司書教諭の資格を有する方 パソコンの基本的操作が可能なる方

□報酬 月額8,640円

□選考方法 書類選考・面接試験

□面接試験日 8月1日(土)、3日(月)(申込者に個別通知)

□要綱配布 教育指導課(保谷庁舎3階) 職員課(田無庁舎5階) 市HPからダウンロードできます。

申7月15日(水)～23日(木)午後5時まで

に〒202-8555市役所教育指導課へ

郵送(必着)または直接持参

教育情報センター

保(☎438-4078)

■消費生活相談員

公的機関において消費生活相談員として実務経験がある方を募集します。

□試験日 8月1日(土)

□採用日 9月1日(火)

□募集人数 1人

□報酬 月額9,300円

□応募資格 独立行政法人国民生活センターが認定する「消費生活専門相談員」 財団法人日本消費者協会が付与する「消費生活コンサルタント」 財団法人日本産業協会が付与する「消費生活アドバイザー」

□受付期間 7月15日(水)～24日(金)

申募集要項をHPからダウンロード

できます。

詳しくは、お問い合わせを。

消費者センター(☎425-4141)

<お詫びと訂正>

市報5月1日号4面「民生委員・児童委員担当町丁目別名簿」に誤りがありました。お詫びして訂正します。

北原町 朝倉 靖子

(誤)461-5356 →(正)461-3351

生活福祉課 保(☎内線2313)

■市職員募集(平成22年4月1日付)

平成22年4月1日付採用の市職員を募集します。試験区分・受験資格・採用予定者数については、市報8月1日号をご覧ください。

□試験日(第1次試験) 9月20日(日)

□案内配布 8月3日(月)～12日(水)に職員課(田無庁舎5階) 総合案内(保谷庁舎1階)で配布。

市HPからダウンロードできます(8月3日(月)から)

案内の郵送を希望される場合は、返信用封筒(角型2号のみ)に切手

140円分を貼り、住所・氏名を明記し、〒188-8666市役所職員課へ

申8月3日(月)～12日(水)(消印有効)までに郵送。

職員課 田(☎460-9813)

子どもに防犯意識をもたせる4つの約束

～繰り返し教えてください～

間もなく夏休みが始まり、外で遊ぶ機会が多くなります。自分の身を守るため子どもに次の4つの約束を繰り返し教え、防犯意識を身につけさせましょう。

知らない人にはついて行かない。

一人で遊ばない。

出かけるときは「だれと、どこで、何をして、何時に帰るか」を家族に伝えてから出かける。

何かあったら大声で叫ぶ。

危機管理室 保(☎438-4010)

公園での花火はやめましょう

海や川などで自然にふれ、夜空に打ち上げる花火は、楽しく夏休みなどの思い出の1コマとなるものです。

しかしながら、市内の公園は住宅が近接していることから、公園内での花火を禁止しています。

例年、この季節に、住民の方より「打ち上げ花火の騒音」「花火のゴミが散乱している」と、市に頻繁に苦情が寄せられます。

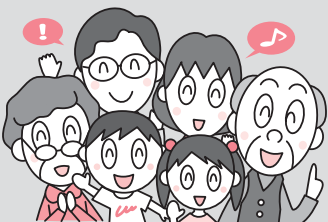
このような問題を解決するには、公園利用者一人

ひとりの良識と、地域の方々のご協力が必要です。

公園は、市民の皆さんの憩いの場所。ルールを守り、

楽しく使いましょう。

みどり公園課 保(☎438-4045)



空き巣から我が家を守るには!

～次のことを心がけましょう～

空き巣の被害にあうと、大切な財産がなくなるとともに、「自分の安住の場所が見知らぬものに侵入された」という大きな精神的ショックを受けます。空き巣は、普段から心がけて防ぐことができます。

ゴミ出しや買い物など、短時間の外出でも施錠する。

合鍵を郵便ポストや植木鉢の下に置かない。

長期間留守の場合は、新聞の配達を止めてもらうよう依頼する。

危機管理室 保(☎438-4010)

花火による事故を防ごう!!

花火といっても原料は火薬です。毎年誤った取り扱い方法により事故が絶えません。説明書をよく読み正しく遊びましょう。

<花火による火災を防ぐポイント>

花火は説明書をよく読み、正しく取り扱う。

花火を人や家に向けたり、燃えやすい物のある場所で行うことはやめる。

風の強い時は、花火をしない。

終わった花火は必ずバケツの水につけ、残り火を完全に消す。

子供たちだけで遊ばせず、大人が必ず付き添う。

花火をほぐして遊ばない。

一度にたくさんの花火に火をつけることは、絶対にしない。

問西東京消防署(☎421-0119)

危機管理室 保(☎438-4010)